

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

美浜町水道課より大切なお知らせ

**令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

※期間内に更新申請されなければ失効となりますのでご注意ください。

更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、別途ダイレクトメールにてお知らせいたします。

※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●指定更新申請時にいくつかの項目の確認を行います
事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

●更新申請に必要な書類

- ・**様式第1**及び**第2**
- ・**機械器具調書**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)
又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(**免状**又は**技術者証**等)

○更新手数料の徴収を予定しています。

◇更新申請についてのお問い合わせは
美浜町水道課工務係 TEL:0569-82-1111